**万博レガシーとしてのスタートアップ支援に関する連携協定書**

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）及び株式会社三井住友銀行（以下「丙」という。）は、相互の信頼関係をもとに、一層の連携及び協力関係を構築し、大阪の成長につなげることを目的に、2025年大阪・関西万博開催を契機として活性化されたスタートアップ支援を、万博レガシーとして継続的に進めていく取組（以下「本取組」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙がパートナーとして、密接な連携及び協力を図りながら、それぞれが有する資源を活用して本取組を推進すること目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）事業会社とのマッチングや投融資の資金調達支援等によるスタートアップの創出及び成長促進に関すること

（２）研究シーズの資金獲得支援や協業先の開拓等によるディープテック・スタートアップの創出及び成長促進に関すること

（３）グローバルイベントの実施等による国内外への発信強化に関すること

（４）万博披露技術等の社会実装に向けた支援に関すること

（５）その他、本取組に資する取組に関すること

２　甲、乙及び丙は、前項に定める事項を具体的に実施するため、必要な協議を行うものとする。なお、具体的な実施内容については、甲乙丙の合意の上決定する。

（協定の変更）

第３条　甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結日より１年間とする。なお、期間満了日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から１年間継続するものとし、その後も同様とする。

２　甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義等の決定）

第５条　本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年７月28日

甲：大阪市中央区大手前２丁目

大阪府

吉村　洋文

代表者　大阪府知事

乙：大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市

代表者　大阪市長

横山　英幸

　丙：東京都千代田区丸の内１丁目１番２号

株式会社三井住友銀行

福留　朗裕

頭取CEO